

令和 7 年 3 月 全国会長会挨拶（一般助成の支給要件の変更時）

令和 6 年度の決算見込みについては、企業でいうところの減収増益の決算となる見込みである。掛金収入は 36 億 2,600 万円、前年度比 0.7%、2,500 万円減だが予算を 1,300 万円上回っている。このうち保険事業収入は 29 億 7,300 万円、前年度比 0.7%、2,000 万円減で予算を 900 万円上回っている。

これに対して保険金の支払いは 14 億 200 万円を見込んでおり、前年度比 4%、5,800 万円減で予算を 1,800 万円下回っている。実質収支差は 5 億 6,300 万円の予算であったが、いわゆる保険会計上の特殊要因である支払備金の繰入れに 600 万円を予定していたところ、逆に 1 億 2,100 万円の戻入れとなる見込みになること等から 7 億 3,400 万円の剰余金が発生する見込みである。この全額を契約者割戻金準備金に繰入れることになり、剰余金の 3 分の 1 である 2 億 4,400 万円に、令和 4 年度の剰余金 10 億 4,800 万円の 3 分の 1 と令和 5 年度の剰余金 4 億 600 万円の 3 分の 1 が加わり、令和 6 年度は 7 億 2,900 万円程度が割戻される見込みであり、割戻率は 24% 以上となることがほぼ確実な状況にある。

契約更新率は 96.8% で前年度比 0.1 ポイント下回っているが、特に令和 5 年 9 月に支払われた第 1 回目の割戻金の影響が顕著であり、経過措置 2 年分を含めて 3 年分が一括して支払われた訳だが、これがある種の手切れ金というか餞別のような役割を果たしているかの如く、加入歴 20 年の完工高 1,536 億円の会員外の企業が 197 万円の割戻金が支払われたあと直ちに契約落ちしたのを皮切りに、令和 6 年度上半期は特に完工高 10 億円以上の契約落ちが目立つようになり、制度改正前の令和 3 年度の上半期は 14 社であったが、令和 6 年度は完工高 100 億円以上の企業 3 社を含む 38 社と急増している。その掛金も令和 3 年度は 646 万円であったが、令和 6 年度は僅か 38 社で 3,060 万円、契約落ちをした全体の上半期の掛金でみると、令和 3 年度は 2,115 万円であったのに対し令和 6 年度は 5,211 万円に達しており、これがそのまま令和 6 年度の掛金収納額の減収に繋がったかのようである。令和 6 年度の上半期の契約更新率も 96.6% に低下している。制度改正を行った後は、ある程度の契約離れば避けられないところであるが、今回の一連の制度改正による影響も令和 6 年 9 月まででようやく一巡し、現に 10 月以降は好転の兆しも見られるので今後に大いに期待したい。新規加入は会員対策として講じた「1,000 万円プラス運動」の助成金の効果もあり、目標数 700 社に日々近づいており、会員加入率は 53% に達して前年度比 0.3% 増である。

来年度の重点であるが、第一に「新しくなった建設共済保険制度の 10 のポイント」を取りまとめホームページに掲載したので、疑問や不明な点はご確認いただき、まずは安心納得していただきたい。その上で、当団の調べでは平成 25 年度から令和 4 年度までの 10 年間に契約者が負担した示談金額は、全体の 98.3% が 5,000 万円以内に収まっているが、被災者 1 人当たりの平均支払額は 2,710 万円と年々上昇している。さらには公共工事の設計労務単価が 13 年連続して上昇し、労働者が受け取るべき平均賃金は全職種の加重平均

で24,852円と12年前に比べて1.6倍の水準に達していること等から、少なくとも2,000～3,000万円の保険金の備えが必要な時代を迎えている。そこでいざという時に役に立たない保険では意味がないので、安い掛金で5,000万円まで確実に補償が得られる当団の保険を最大限ご活用いただきたく、「まずは1,000万円さらに1,000万円」の保険金区分1,000万円プラス運動を現在展開しているが、これをバージョンアップして来年度は「まずは1,000万円さらに1,000万円もう一つ1,000万円」の1,000万円プラス運動2.0へと進化発展させていく年にする。

第二に、来年度から一般助成を中心とした改正を実施する。保険収支が大幅な黒字であるのにどうしてなのかとお感じだと思うが、区分経理の原則が厳格に適用され、保険で生じた剩余を保険事業以外で活用することは禁じられており、一般助成の主たる財源は掛金収納額の10%のみとなるが、令和2年度から3年連続して1億円を超える増収の伸びを示していたが、令和5年度、同6年度と急ブレーキがかかっている状態にあり、取り崩し資産も当初は13億4,000万円あったものが今は枯渇寸前で、ここは安全をみて一定の調整が必要である。そこで負担と給付の不均衡を是正するため、会員加入率偏重傾向と会員外依存体質の改善を図るべく要件の見直しを行うこととした。

要点の1つ目は、会員加入率80%以上の協会に対する一般助成金は、他のランクと同様に会員加入率5%増加する毎に100万円とさせていただく。

2つ目は、一般助成の制度の趣旨からみても多くを会員外に依存することは好ましいことではなく、そこで掛金収納額の会員と会員外の占める割合の全国平均はおよそ2:1であることからこれを標準とし、会員外に依存するのは会員の掛金収納額の10%の1.5倍したものを標準額とし、令和6年実績で仮に当てはめてみると9協会が該当する。これら9協会については、標準額と一般助成金の合計額の2分の1を調整一般助成金として支払うこととし、10万円以下は切り上げる激変緩和措置を講じると北海道など5協会が救済され、減額となるのは愛知県など4協会となるが、これら4協会については建協支援賛助金の活用如何では助け舟となる可能性もある。建協支援賛助金の要件は、これまで完工高1,000億円を超える企業としていたものを広範囲で事業活動を展開する企業に改めて事実上制限のない形とし、金額は目安を設定せず、ご要望があれば指定する協会の一般助成金に建協支援賛助金の2分の1を上乗せすることとした。

3点目は、支部に対する一般助成金についても掛金収納額の10%が財源となっているが、中にはその金額が3万6千円程度であるのに対して40万円の一般助成金を受けている支部も見受けられていたことから、一時は厳しい削減案を提示させていただいたが、支部の皆様方の懸命なる努力で地域が守られ、ひいては我が国が守られていることから、影響の大きさを考慮して掛金収納額の10%が一般助成金を下回る支部については、特段の事情があると当団が認める場合以外は一律5万円削減させていただくこととする。特段の事情とは能登半島地震で被災した3支部を想定している。

来年度の重点の第三は、こうした一般助成の財政問題は増収が再び搖ぎないものになれ

ばおのぞと解消していく問題であることから、当団の総力を結集して早期に掛金収納額 40 億円の達成を目指して、令和 7 年 1 月 31 日に「建設共済保険加入増額促進特命本部」を設置した。支部から建設共済保険の加入地図を塗り替えていくための低加入率対策を今年度から実施しているが、その対象 132 支部に、今般名古屋と広島、さらには仙台など 18 支部を追加して実質 152 支部に拡充したうえで、特に首都圏の 49 支部と大阪、さらに一部重複はあるが 39 協会の 83 ターゲット支部プラスアルファーを念頭に置いて全国展開を図ることとする。

当団は来年度に制度創設 55 周年の節目の年を迎える。常に制度の原点に立ち返りながら、特約を結んでいる全建並びに各都道府県建設業協会との連携を一層密にして、「契約者と業界の発展のために」をモットーに一路邁進して参るので、皆様方の倍旧のご支援ご協力を切にお願いしたい。